

広島県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第四十八号

広島県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例

広島県生活環境の保全等に関する条例（平成十五年広島県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第九十七条第一項中「第二十四条第一項」を「第三十八条第一項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。